沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百二十二号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項及び第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第八号中「令和三年五月十四日」を「令和四年五月十四日」に改める。

第百十条中「四十九年」を「五十年」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　菅　　義偉

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百二十三号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部の施行に伴い、及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第五項中「第六条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　前項各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項第二号及び第四号の所得税の額の合計額は、当該合計額に当該各号に掲げる規定を適用して計算した場合の所得税の額を加算した額とする。

7　租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合における法第六条の二第一項第二号及び第四号の配当控除の額は、当該配当控除の額に租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定により控除される金額を加算した額とする。

附　則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　菅　　義偉

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百二十四号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三条の三まで」の下に「、第四条の三の二」を加える。

第二条第二号中「、第四十二条の五」及び「、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）」を削り、「、第四十二条の十二の五の二」を「から第四十二条の十二の七まで」に改め、同条第三号中「第五十六条」を「第五十五条の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十六条」に改め、同条第十号中「、第六十六条の十一、第六十六条の十一の二」を「から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三」に改め、「第三項を除く。）」の下に「、第六十六条の十一の四」を加え、同条第十二号中「第六十八条の十」及び「、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）」を削り、「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改め、同条第十三号中「第二十項を除く。）」の下に「、第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）」を加え、同条第二十号中「第六十八条の九十六の二」を「第六十八条の九十六の二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　令和四年四月一日

二　第二条第二号の改正規定（「、第四十二条の十二の五の二」を「から第四十二条の十二の七まで」に改める部分に限る。）、同条第三号の改正規定、同条第十号の改正規定（「、第六十六条の十一の四」を加える部分に限る。）、同条第十二号の改正規定（「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部分に限る。）、同条第十三号の改正規定及び同条第二十号の改正規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

三　第二条第十号の改正規定（「第三項を除く。）」の下に「、第六十六条の十一の四」を加える部分を除く。）　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　　号）の施行の日